

<令和4年度・社会福祉法人やまなみ会まとめ>

(1) はじめに

令和4年度においても社会福祉法人制度に基づき、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務、行政の関与の在り方について積極的な対応を行った。健全なる経営のもと、幅広く地域やボランティア団体、行政をはじめとした関係機関及び個人と連携を強化し、障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを地域社会全体で共有するとともに、滋賀に根付く福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すと同時に障害者が地域の中で心身ともに豊かに暮らせるよう充実を図った。

特に、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため創設された障害者総合支援法に記されている、①「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること」②「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」③「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること」④「社会参加の機会が確保されること」⑤「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」⑥「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」とする。①から⑥の基本理念を常に念頭に日々運営を行い、また、公益性、非営利性の高い社会福祉法人として、本来の使命・役割を踏まえ、地域ニーズに率先して対応していくとともに、それらの取組を公開することによって、自らの存在意義を発信し、地域における公益的な取組の実現を図った。

一方、日常の支援においては今年度も新型コロナウイルス感染症対策に力を入れ、感染を未然に防ぐため、昨年より継続して取り組んでいる日々の対策を更に強化し、常に万全の職員体制と環境対策を維持し、施設利用者の生命と健康はもちろん、一人ひとりの意思及び人格の尊重、安心できる時間と空間、そして幸せを保障し「明るく・温かく・楽しく」日常生活ができるよう一年間を通し精一杯支援に努めた。

特に利用者ならびに職員の安心安全を最優先に徹底した感染症予防対策においてはこれまでの経験を踏まえ、それぞれの意識・制限・行動の共有化はもちろん利用者のみならず家族を含めた感染予防を徹底し、その結果、古紙回収や喫茶営業、イベント開催をはじめとした日々の活動や展覧会など多くの対外事業はもちろん、外部からの見学や地域交流事業、実習や研修等については徐々に再開するなど利用者の安全を確保しながら

臨機応変に対応を行った。

しかし、まだまだ感染の不安は解消されず自主的に通所を控え他の福祉サービス利用も自粛するなど家族の負担は依然大きく、また利用自粛の長期化による事業所の減収など運営への影響は少なくない。

そうした状況の中、暮らしや施設内における活動スタイルは昨年引き続き大きな変化が求められた一年ではあったが、設立当初からの理念をもとに希望者があれば障害の程度に関わらず適時受け入れを行い、それぞれのニーズや状況に応じ本人及びその家族が地域の中で心身ともに豊かな暮らしを送れる事を最大限保障した。

現在（令和5年3月）「やまなみ工房」には90名、「ゆとりあ」には47名、「フルハウス」には4名の利用者が在籍し、相談支援事業所やまなみの契約者数は21名となっている。

(2) 事業報告

① 理事会

令和4年度、理事は引き続き6名により構成され、理事会は計3回（前年度6回）開催した。主な内容については日々健全に法人経営が図れるよう審議を重ねた事は勿論、社会福祉法人制度に基づき、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、①自主的な経営基盤の強化②福祉サービスの質の向上③事業経営の透明性の確保など常に適切な運営を心掛け対応を行った。中でも評議員会による理事・理事会に対する牽制機能の強化、理事・理事会等の権限・義務・責任の明確化、財務諸表・現況報告書・役員報酬基準について協議し、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めた。また今年度は事業及び決算報告、補正予算並びに次年度の事業計画及び予算、障害者就労継続支援B型施設「ゆとりあ」の新規事業やグループホームの必要性に関する協議、また甲賀市所有建物の財産譲渡申請を中心に、「やまなみ工房」「ゆとりあ」「フルハウス」「相談支援事業所やまなみ」の各事業が適正に運営され利用者はもちろん地域の願いに沿って充実した実践が行えるよう、また法人の経営が適正に行えるよう協議を行った。

・ 第1回理事会・令和4年6月7日（火） やまなみ工房

令和3年度社会福祉法人やまなみ会事業報告

令和3年度社会福祉法人やまなみ会決算報告

令和3年度社会福祉充実残額について

監事監査報告

令和 4 年度定時評議員会の召集の決議について

・ 第 2 回理事会・令和 4 年 10 月 21 日（金） やまなみ工房

令和 4 年度社会福祉法人やまなみ会第 1 次補正予算（案）

令和 4 年度社会福祉法人やまなみ会役員等報酬規程改正（案）

社会福祉法人やまなみ会給与規程改正案

・ 第 3 回理事会・令和 4 年 3 月 27 日（月） やまなみ工房

令和 4 年度社会福祉法人やまなみ会第 2 次補正予算（案）

令和 5 年度社会福祉法人やまなみ会事業計画（案）

令和 5 年度社会福祉法人やまなみ会予算（案）

② 評議員会

令和 4 年度、評議員会は引き続き 7 名で構成され、法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行い、社会福祉法人やまなみ会の運営及び経営が健全且つ適正に運営され、よりよい福祉サービスに向かうよう重要事項の議決機関としての役割を果たしていただいた。今年度は定時評議員会を 1 回（昨年 1 回）、臨時評議員会を 1 回（昨年 1 回）開催し理事・監事・評議員会等の権限・責任に係る規程の整備等協議していただいた。

・ 令和 4 年度定時評議員会・令和 4 年 6 月 22 日（水） やまなみ工房

令和 3 年度社会福祉法人やまなみ会事業報告

令和 3 年度社会福祉法人やまなみ会決算報告

令和 3 年度社会福祉充実残額について

監事監査報告

定款第 10 条第 2 項理事及び監事の報酬等の額について

・ 令和 4 年度臨時評議員会・令和 4 年 11 月 4 日（金） やまなみ工房

社会福祉法人やまなみ会役員等報酬規程改正（案）

令和 4 年度甲賀市アールブリュット魅力発信事業 2022 について

きょうされん 40 周年記念映画について

③ 法人財政

やまなみ工房においては、定員拡大による一人当たりの単価減額、また引き続きコロナウイルスの影響で出勤率が低下したが、重度加算等もあり結果として前年度と比較すると事業活動収入が169,162,716円となり昨年の159,930,786円と比較すると9,231,930円の増収となった。しかしこの結果は一昨年の167,643,675円とほぼ同額であり、一時的に落ち込んだ事業活動収入が回復傾向にあるものの、利用者数は増えているにも関わらず支援費収入自体は一昨年と比較し大幅な増収がないのは今後の経営面において課題を残す。支出の面においては昨年に引き続き対外的な事業は依然縮小傾向にあるが、ゆとり菓子工房開設に伴う法人内新規事業への出資、LEDライトの設置をはじめとした経年劣化に伴う施設修繕及びアートセンター建設に伴う建設資金の返済、その他大型送迎車両の整備等行い前年度と比較すると大幅な増減はない。定員変更による単価減の影響は改善傾向にあるが、利用率が増えると新たに人件費や給食、送迎等の経費を確保し整備の必要に伴う。また独立行政法人福祉医療機構への返済等も引き続きあるため、日々の運営においては事業活動資金収支差額の残高を計画的に残せるよう努力する。

ゆとりあにおいては、近年利用者の契約者数が50人前後を維持していることにより、一日平均の利用率が年間を通し22.7人となり毎月100%を超え平均113.5%となった。事業活動収入においては昨年47,471,123円とほぼ同額の47,464,412円となっている。また同様に収支差額についても大幅な増減はなく、今後経営の安定化を図るためには利用率を更に向上させ123%を目指したい。昨年に引き続き菓子工房や花工房の新規開設に掛かる経費が必要となり最終的に事業活動資金収支差額は2,030,437円(昨年2,115,182円)となった。今後利用者支援の充実を更に目指すため、シルバー人材センター跡地の利用等、授産事業拡張に関する環境整備が必要となる。

共同生活援助(介護サービス包括型)「フルハウス」においては引き続き4名の利用が定着し経営面においては安定が図れている。昨年に引き続きコロナ感染予防の為、月一回の外出行事や年一回の宿泊行事は今年度も自粛したが、引き続き利用者の生活保障の場として健康に留意し適切な運営を行えた。

相談支援事業所「やまなみ」においては今年度より体制や運営方法を改善強化した。体制的には主任相談員1名、相談員2名とこれまでより減員となっているが、それぞれの役割を明確にし、また適時調整会議を綿密に行い利用者にとっては手厚い対応が可能となっている。現在21名と契約し、各担当の相談員が適切に対応している。

また相談支援事業所として経営面での不安はなく、3名の相談支援員の業務においては一部手当の改訂を行った。引き続きやまなみ工房及びゆとりあの支援員が兼務で行い、3名体制で事業運営を図る。対応については今後も各事業への支障が出ないよう時間調整を行い円滑に対応しなければならない。

やまなみ工房、ゆとりあ、フルハウス、相談支援事業所やまなみの運営においては今後も利用者の安全と充実したサービスの保障、職員の勤務状況並びに処遇の向上と安定を目指し適切な経営を行わなければならない。

本部会計事業においては、後援会事業「募金ビン設置運動」（現在圏域 80 カ所、昨年 85 カ所、一昨年 99 ヶ所設置）、令和 4 年度 216,483 円（昨年 203,541 円、一昨年 167,195 円、累計 3,506,449 円）となっている。募金ビン活動で得た収益は毎年年度末に後援会より寄付を受け施設整備等に充てている。また社会福祉法人やまなみ会の後援会、YaYaYa やまなみサポーターズクラブには現在 244 人（昨年 306 人）が加入し、今後も積極的に会員増を目指したい。募金ビン収益、また会費等による後援会からの寄附金は法人運営に対して安定した支援となっている。

本部会計については今後も理事会運営はもちろん主たる活用法、特に施設整備、及び地域交流事業を強化するため、また地域住民との相互交流の運営補助として適切な使途を検討したい。

④ 権利擁護事業

社会福祉法人やまなみ会においては障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、「苦情対策委員会」「第三者委員会」を 3 名の委員で構成し、また法人内全ての職員を対象に「施設事故・虐待予防対策委員会」を設置している。今年度も理事長、施設長、法人本部が委員に対し活動報告や年間を通して議論したヒヤリハットを中心に報告会（令和 5 年 4 月 24 日に開催。）を行った。

第三者委員会及び苦情の申し立て方法や概要については例年通り 4 月 1 日付けで全家庭に委員の連絡先を含め配布し、また施設内にも掲示するなど常に相談をしやすいよう配慮している。また、引き続き社会福祉法人やまなみ会・障害者虐待防止マニュアルの改定を必要に応じて行い、更なる防止に向けた強化を図る。今年度も施設事故・虐待予防対策委員会の設立と「ヒヤリハット」の報告を全職員に月一回以上の提出と月一回の定例会開催の義務付けを行っている。（令和 4 年度ヒヤリハット数 やまなみ工房 174 件、ゆとりあ 90 件）

令和 4 年度においても、苦情対策委員会に申し立てを行う問題は発生しなかったが、今後も利用者にとって、よりよい施設運営と支援の向上を目指し、些細なことでも信頼と安心をもって相談できるよう、利用者及び家族には引き続き関係性を深めると同時に周知徹底し、また苦情対策委員会においては次年度より半年に一回ヒヤリハット等について書面にて提出の上報告を行うこととする。

また、障害者差別解消法、障害者虐待防止法に基づき、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するため、利用者の安心安全に強化を図り、今年度も虐待防止

委員会を中心にケース検討会議の開催並びに市主催の研修会に全職員の派遣を積極的に行った。

法人内における車両事故等については送迎中の物損事故、接触事故被害等両施設合わせて 0 件。また利用者の救急搬送や緊急処置が必要な怪我等は 0 件。また法人内の防災管理においては今年度最優良施設として推薦を受け次年度甲賀広域防火保安協会より滋賀県防火保安協会連合表彰を受ける。今後も安全管理責任者は安全管理責任者講習を受講の上法人内において共有し施設内外において事故等発生しないよう徹底していく。第三者委員においては引き続き年一回(書面提出別途一回)を原則に両施設の見学及び報告説明会を開催する。

- ・苦情解決責任者 : 山下 完和 社会福祉法人やまなみ会 統括責任者
- ・苦情受付担当者 : 雲林院 知恵 社会福祉法人やまなみ会 法人事務局
- ・第三者委員 : 加藤 和孝 杉田 利正 寺井 和代子

⑤ 福祉サービス事業

やまなみ工房は令和 4 年度に定員を 60 名から 80 名に変更した。次年度においては新たに利用者 7 名の受け入れが決定しており、今年度現員 90 名の利用者は総数 97 名となる。制度的には通所率 125% (100 名) を超えなければ受け入れは可能となるが今後地域のニーズに最大限応えることを念頭に置きながらも安全と質の高い支援を維持するために現場の職員体制はもちろん給食数、送迎範囲等を考慮し入所判定を行わなければならない。

生活介護事業(定員 55 名)においては今後も常時介護を必要とする人に、日中、食事・排せつ等の身体介護の提供、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会の提供やその他、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。近年、強度行動障害の対象者が増加傾向にあり支援度の高い利用者が多い中、主なサービス利用対象者としては障害の程度に関わらず地域において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人(障害支援区分 3 以上、年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分 2 以上)を対象とする。

また就労継続支援 B 型(定員 25 名)においても通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を対象に、年齢や心身の状態その他の事情により、引き続き雇用されることが困難となった方について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等その人に必要な支援を今後行う。サービス利用対象者としては就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難となった人、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、B 型の利用が適当と判断された人、50 歳に達している人、又は障害基礎年金 1 級受給者が中心となる。

厚生労働省による昨年の統計によると、障害者の総数は 964.7 万人であり、人口の約 7.6%に相当、そのうち身体障害者は 436.0 万人、知的障害者は 109.4 万人、精神障害者は 419.3 万人となり障害者数全体はまた、在宅・通所の障害者においても増加傾向となっている。甲賀市には身体障害者手帳保持者が 3499 人（うち 18 歳以下が 55 人）、療育手帳保持者数が 1,149 人（うち 18 歳以下が 263 人）、精神障害者保健福祉手帳所持者 660 人（内 20 歳以下が 50 人）、難病（特定疾患）患者数が 802 人となり人口の約 6%にあたる方が障害認定を受けそれぞれに福祉サービスを必要としている。また近隣の湖南市、伊賀市を合わせるとそうした状況の方はさらに増え、圏域内における既存の福祉サービス事業所数では受け皿としての役割は十分ではなく今後も必要な人がサービスを利用できるよう、制度の周知を図るとともに、現状とニーズに応じた整備、適切にサービスの提供ができる体制の確保が求められる。

特に昨年から今年度にかけて職員の退職や休職（育児休暇）による欠員が出たが全国的に障害福祉人材の確保が非常に厳しく長期にわたり体制が十分でない中、現状のスタッフの協力によりサービスの維持に努めた。今後も人材の確保はその都度困難なケースが予想されるためネットワークの拡大や労働条件の更なる向上に努めたい。

やまなみ工房では近年保護者の高齢化や死去に伴い生活の拠点を入所施設に移行するケースが発生した。また自宅ではなくグループホームに移行しやまなみ工房への通所を希望する相談件数も多い。いずれにおいても本人、ご家族のニーズとしては継続してやまなみ工房の利用を強く希望するも現状それぞれのニーズに応えるためのサービス利用が確保できず、退所を余儀なくされる傾向にある。今後も保護者の高齢化からなる不安や、障害の重度化により家庭での生活が困難な事例は増加傾向にあり、利用する障害者の願いを受け止め適切な支援を可能にするため、環境整備や備品購入等様々な対応を図らなければならない。引き続き利用希望があった場合、圏域に関わらずそれぞれのニーズを受け止め状況に応じ出来る限り受け入れを行う。

ゆとりあは、年度途中利用者の入退所はあったが 20 名の定員に対し今年度も 48 名の契約者が在籍している。新たに菓子工房や花工房など新規活動内容を強化したことで更にきめ細かい対応や個々のニーズに応じた作業内容の提供を行い、利用者にとっては活動の選択肢が増え工賃も少しずつ向上するなど利用率も高く維持できている。しかし滋賀県の就労継続支援 B 型の工賃支給の推移、令和 5 年約 18,000 円平均と比較すると 50%にも満たないことから今後さらに工賃アップにつなげ利用者の経済自立に繋げたい。圏域においては精神に障害のある人のサービス利用は増加傾向にあり、特に精神の疾患だけではなく、発達障害、アルコールやギャンブル、薬物依存の相談や支援を必要とする利用者も多い。今後さらに保健・医療の関係機関や専門職との連携や専門的な研修等に参加するなど専門性を高めなければならない。引き続き実習や新規利用者の受け止めに積極的に行い、今後も精神障害者を主たる利用者とし、個々の特性やニーズに応じて、医療や関係機関と連携を密にしながら包括的に支援をし、本人や地域課題に沿ったサー

ビス内容を提供したい。またゆとりあとして地域への情報公開を積極的に行い精神障害者や施設実態への理解を深めたい。

フルハウスにおいては現在 4 名（定員 5 名）の利用者が在籍し、引き続き地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人を対象に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行った。今年度においてもコロナウイルス感染予防の観点から毎月のお楽しみ会や年一回の宿泊旅行については全て中止したため余暇支援については次年度以降も慎重に内容を検討したい。グループホーム（共同生活援助）については、親亡き後の生活や一人暮らしをめざした自立生活の場として現在利用している対象者以外の方の利用意向は高く、今後も地域移行を進めるうえで具体的な計画が必要とされる。現在、市内に事業所があるが空きがなく、また重度知的障害者を対象とした事業所は更に限定されるため家族の不安は大きい。今後の利用希望に応じて対応を具体的に検討しなければならない。その他避難訓練は 2 回行った。支援体制は現在世話人が 1 名、キーパーは 6 名（兼務）で行っている。今後定例会議を月一回基本とし、利用者へのモニタリング等を行い、その都度利用者のニーズを明確にし、適切な支援を向上させなければならない。緊急一時受け入れに対応するため、利用者人数は当面 4 名で運営を行う。

相談支援事業所「やまなみ」においては管理者 1 名、主任 1 名、相談員 2 名で運営し（ゆとりあ職員 1 名、やまなみ工房職員 2 名、管理者は施設長が兼務）、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障害のある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援してきた。現在両施設合わせ 22 名（昨年 23 名）の利用があるが今年度より月一回の定例会議を原則に、日々細やかに迅速な対応を徹底し、モニタリングの作成等円滑に対応した。その結果、計画相談支援事業の利用により、本人の意向に基づいたサービスや量の検討がなされることで、適切なサービス利用や不安解消につながってきている。ただし計画相談支援の利用は年々増加しており、その一方で、事業所、人材の不足により一人ひとりの個別的な対応の難しさや相談員の負担の大きさが今後課題が大きくなると予想され、また相談を受けても圏域で受け止めるサービス利用が困難な状況も多く全てのニーズに応えることが難しい状況である。今後も適切な制度活用、他機関への見学や調整会議の開催等適時関係機関と連携をとり本人、家族の要望に応えたい。

法人内の事業所の職員体制においては、減員の状況は続いたもののその都度最適な体制を図り日中活動のみならず家庭の状況にあわせ通院同行や緊急受け入れ、家族を中心とした包括支援も柔軟に行い個々のニーズに応じ支援の低下を招くことなく計画的に行うことが出来た。

引き続き職員の処遇改善においては、働き方改革を推進するため適時対応を行う。今年度の有休取得率においては全職員が年 5 日以上取得し、また平日勤務においても非常

勤は 17 時半、常勤は 19 時まで退勤を心掛け、別途週一回 NO 残業 DAY を設け、休日出勤（出張）についても施設長を中心に最小限に止め十分注意を払った。

コロナの影響によりアートセンターを活用した共同での活動やカフェやイベントでの授産活動の収益増に向けた取り組みは今年度も安全を優先するため積極的に行うことはできなかった。今後は利用者による併用利用や共同の事業展開などやまなみ会の 2 事業所間で更に連携を深め、協力体制強化をもとに利用者一人一人のニーズに応えたい。

⑥ 地域交流事業

昨年に引き続き利用者の生命の安全を最優先し、見学の受け入れはもちろん、対外的な行事を取り止めるなどこれまで積極的に行ってきた活動は自粛し、感染予防を徹底した。その反面、地域交流事業は当法人にとって最も貴重な体験となり特に要望の多い見学受け入れや他団体との交流会も一部を除き実現には至らず、新規ネットワークの拡大にも影響を及ぼすこととなった。

カフェについては年間を通し通常オープンし、年度途中見学の受け入れも一部開始した。今年度は見学者約 982 人（昨年 162 人、一昨年 250 人、*コロナ前年間 3000 人）と少しずつ増加傾向にある。

しかし当初見込んでいた利用者の工賃として還元するはずの見学科（一人 1,000 円）やグッズ販売については期待以上に成果が表れず厳しい状況が続いている。

また甲賀市からの受託事業として展覧会の開催など継続して事業を開催し住民地域、特に市内の小中学生等教育関係に広く紹介し理解を深めることが出来、また授産活動の一環にもなった。

YaYaYa やまなみサポーターズクラブについては後援会の基本理念を基に、一部組織の在り方を検討する必要性を感じる。今後もやまなみ会通信の発行や募金ビンの設置等地域に根ざした活動を展開し、やまなみ会や障害者福祉の理解へと繋がるよう取り組みを維持し法人全体で更なる会員拡大を積極的に目指したい。

今年度においても社会への情報開示を積極的に行なった。特にゆとりあの菓子工房や花工房を通しこれまで関りのなかった個人団体をはじめ、物資販売を通し地域に情報をよりよく伝え、販路拡大につながるなど効果に繋がっている。

その他、決算報告や法人情報等はやまなみ工房 WEBSITE で閲覧できるようにし、やまなみ会通信や各種行事報告を自治会の回覧板や全国各地約 4,000 か所（団体・個人）に周知した他、書籍制作や総理官邸より依頼を受け海外向け映像作品制作、SNS、

NHK ハートネット TV 等のマスメディアを通じた情報発信等、成果を基に地域とやまなみ会がより身近に、また密接に繋がり様々な協力を得ている。

今後も行政や各種団体との連携や行事への積極的な参加を進めることはもちろん、ゆ

とりあの菓子工房や花工房による販売や、やまなみ工房の作品展、喫茶営業を始めとした日々の活動を充実させることはもちろん、更に専門性を高め適切なマネジメントをもって発展を目指したい。

⑦ 今後の課題

やまなみ会を利用する契約者数は現在 138 名（昨年 133 人、一昨年 124 人）となった。今後においても現在の利用者を中心に、障害者と家族一人ひとりの暮らしと健康に重点をおき、法人として適切な経営を行い、個々はもちろん地域社会のニーズに沿った支援の強化と環境整備に努めたい。

近年、特に家族から要望の多いグループホーム設立に向けては、「親なき後」において、暮らしの場となるグループホームの確保が課題となっている。重度障害者の方が住み慣れた地域、そして事業所で安心して生活を送るためには、それぞれの状況に応じた支援や、しっかりとケアできる体制と設備が必要である。今後、現在の利用者が住み慣れた地域、事業所で安心して暮らせるよう、当法人としても緊急課題として具体的に取組を進めなければならない。

また、利用者一人ひとりの願いと人権が尊重されることを基本としながら、工賃の向上や就労に向けた具体的な計画による活動、だれもが健康で生きがいを感じ、地域で安心して暮らしつづけることができる支援、家族の不安と負担の軽減に努め福祉制度やサービスの利用や効果を高めていかなければならない。

次年度においても健全な施設運営の基、職員の安定した労働条件を整え保障すると同時に、勤務する職員においても福祉従事者としての専門性の向上に努め、提供するサービスの質を評価し改善を図る。

今後も障害のある人の自己実現や社会参加の促進を図るとともに、障害のある人や障害の特性に対する理解を深め、利用者一人ひとりとその家族、関係者が安心して利用できるよう、理事会、評議員会、職員、家族、支援者とともに力を合わせ意思の疎通を図り、地域における社会資源として、障害者福祉推進活動の拠点となり充実・発展を目指したい。